



第50回 定時株主総会招集ご通知

株主様の健康を優先し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために、本年の株主総会につきましては、以下の通りとさせていただきます。

- ・ 株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・ 本株主総会の出席者は、当社役員のみを予定し、開催場所を当社本社会議室といたします。

つきましては、事前の郵送による議決権行使、またはインターネットによる議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

なお、株主様からは事前に書面にてご質問を受け付けた上で、株主の皆様のご関心が高い事項について本株主総会でご説明し、後日、その内容を当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

日 時 | 2020年6月26日（金曜日）午前10時

場 所 | 東京都中央区新川一丁目21番2号
当社 本社会議室

決議事項 | 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

セントラルスポーツ株式会社
証券コード 4801

証券コード 4801
2020年6月4日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目21番2号
セントラルスポーツ株式会社
代表取締役社長 後 藤 聖 治

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本株主総会へのご来場はお控えいただき、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後6時20分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.e-sokai.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2020年6月25日（木曜日）午後6時20分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、39頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[重複行使の取扱い]

議決権行使書面により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中央区新川一丁目21番2号

当社 本社会議室

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえ、会場の安定的な利用等を重視し、例年の開催場所と異なり、当社本社での開催としております。

株主様の新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、

株主様にはご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第50期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第50期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

以上

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.central.co.jp>）に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には掲載していません。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.central.co.jp>）に掲載させていただきます。

◎事前質問につきましては、書面にて受け付けさせていただき、お名前、届出住所、質問内容をご記入のうえ、以下の住所宛に、6月19日（金曜日）午後6時20分までに到着するようご郵送ください。

※株主の皆様のご関心が高い事項について本株主総会でご説明し、後日、その内容を当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。株主様から頂戴したすべての事前質問に対応させていただくものではない旨ご了承ください。

〒104-8255 東京都中央区新川一丁目21番2号

セントラルスポーツ株式会社 株主総会事前質問 宛

◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、上記と同様、当社ウェブサイト（<https://www.central.co.jp>）にてお知らせいたします。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、米中対立や英国のEU離脱等、政治・政策面での不安要素により不透明な状況で推移しました。国内経済は、消費税増税、大型台風による被害などの影響を受けたものの、一定水準を維持した企業収益や雇用・所得環境の改善などにより総じて堅調に推移しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により3月は下降局面に入りました。

当フィットネス業界におきましては、人生100年時代へ向けた取り組みや働き方改革によるライフスタイルの変化への対応として、健康に関する様々な分野における事業やサービスの展開が広がりを見せました。また、ラグビーワールドカップ2019の開催、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての各種スポーツ競技会及びイベントが数多く開催され、国民のスポーツに対する関心は高まり、今後の動向が期待される状況となりました。

このような環境の中、当社グループは経営理念である『0歳から一生涯の健康づくりに貢献する』のもと、お客様の心に響く健康サービスを目指し、顧客満足度の向上に努めてまいりました。そして健康・スポーツの重要性と素晴らしさを多くの皆様に普及啓発してまいりました。

当連結会計年度における新規出店は直営店8店舗、業務受託店6店舗、合計14店舗となりました。

4月 芦屋海浜公園水泳プール・朝日ヶ丘公園水泳プール（兵庫県芦屋市） ※ 1

熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）（大阪府泉南郡） ※ 1

大阪市立此花スポーツセンター（大阪市此花区） ※ 1

大阪市立都島屋内プール（大阪市都島区） ※ 1

大阪市立中央屋内プール（大阪市中央区） ※ 1

6月 セントラルフィットネスクラブ24 蘇我店（千葉市中央区） ※ 2

7月 セントラルフィットネスクラブ谷津店 ※ 3

（ラボ・トレーニングセンター）（千葉県習志野市）

- 9月 セントラルフィットネスクラブ袖ヶ浦駅前店（千葉県袖ヶ浦市）
セントラルスポーツ ジムスタ サクラマチ熊本店（熊本市中央区）
- 10月 セントラルスポーツ ジムスタ24 福岡アイランドシティ店（福岡市東区）
セントラルフィットネスクラブ東松山高坂店（埼玉県東松山市）
- 11月 セントラルスポーツ ジムスタ24 豊中駅前店（大阪府豊中市）
- 2月 セントラルスポーツ ジム24 実籾店（千葉県習志野市）
- 3月 セントラルスポーツ ジム24 菊名店（神奈川県横浜市港北区）
ザバス セントラルスポーツ ジム24 高槻市駅前店（大阪府高槻市）
東京アクアティクスセンター（東京都江東区） ※1

※1は業務受託店、※2は移転建替え、※3は建替え

以上の結果、当連結会計年度末の店舗数は、直営店179店舗、業務受託店65店舗、合計244店舗となりました。

店舗につきましては、小型店を中心とした新規出店を進め、一部の既存店については24時間営業へと変更を行うとともに、リニューアル・修繕工事を計画的に実施いたしました。同時に新規会員の獲得と既存会員の継続率向上・退会防止に努めるとともに、顧客満足度調査の結果をもとに課題改善の取り組みを進めました。

フィットネス部門においては、フィットネス会員向けに「Fitness Navi」アプリを導入し、入退館手続きや日々のトレーニング管理、ポイントシステムによるサービスの提供を始めました。また、人生100年時代の到来を見据え、元気な百寿者（センテナリアン）を目指す方々を「セントラリアン」と名付け、「セントラリアン」を応援するための新コンセプトプログラム“スポーツタイム・アートタイム・学びタイム・動きタイム”を開発し、全国約50クラブで展開しました。今後も元気で幸せな「セントラリアン」の誕生を目指し、取り組みを進めていく予定です。

スクール部門においては、常に安心・安全を心掛けるとともに、指導力の向上・情操教育に努めてまいりました。また、短期間で実施する短期教室や野外スクール（サマーキャンプ・スノーキャンプなど）の人气が根強く、入会に寄与いたしました。

販売事業として、健康関連のオリジナル商品の開発を積極的に進め、オリジナルサプリメントBCAAやEAA、サプリメントグミ2種類、オリジナルプロテイン4種類などの販売を強化しました。

教育事業としては、幼稚園・小中学校の体育授業の指導受託および研修事業を本格的に展開し、主に水泳・体育指導について人員の派遣または当社施設での受け入れを行いました。

2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の影響については、感染拡大の防止措置として、2月中旬よりフィットネス・スクール部門ともに各種イベントおよびツアーの募集・開催を中止いたしました。更に3月には受託店舗である公共施設で休業を余儀なくされ、直営店では短期間の自主休業措置を取り、翌月以降への振替え営業の実施で対応しました。しかし、感染症拡大の終息が不透明なことにより、会員の休会や退会が増加しました。

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けては、所属選手の活動及びPRを積極的に行い、競泳・飛込みは9名、体操8名、パラ水泳2名、他にサポート選手としてフィギュアスケート1名、パラ水泳1名の支援をいたしました。その中でも、7月に開催された第18回世界水泳選手権大会では、松元克央（まつもとかつひろ）が200m自由形で日本新記録を樹立し、この種目では日本初となる銀メダルを獲得し、歴史的快挙となりました。また、ホームページ特設サイトやInstagramでの所属選手に関する情報発信も始めました。

CSR活動としては、今期も全国の店舗近隣の小学校や団体での着衣水泳教室を実施し、その他スポーツ推進活動を行っており、3月には経済産業省の「健康経営優良法人2020（ホワイト500）」に認定されました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は53,386百万円（前期比1.6%減）、経常利益は3,374百万円（前期比14.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,138百万円（前期比18.9%減）となりました。

なお、当連結会計年度の期末配当につきましては、上記の業績および当社の利益配分に関する基本方針をふまえて、1株につき18円とさせていただきました。これにより、当連結会計年度は、中間配当として1株につき39円をすでにお支払いたしておりますので、年間配当金は1株につき57円となります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は2,754百万円で、店舗の取得、改修工事および備品の購入が主なものであります。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 47 期 (2017年3月期)	第 48 期 (2018年3月期)	第 49 期 (2019年3月期)	第 50 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高 (百 万 円)	52,712	53,576	54,258	53,386
経 常 利 益 (百 万 円)	3,973	3,985	3,950	3,374
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百 万 円)	2,724	2,922	2,638	2,138
1 株 当 期 純 利 益 当 期 純 利 益 (株 当 期 純 利 益)	241円85銭	259円45銭	234円19銭	190円37銭
総 資 産 (百 万 円)	41,266	42,801	43,125	44,732
純 資 産 (百 万 円)	19,975	21,981	23,702	24,738

(注) 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数にて算出しております。

(3) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)明治スポーツプラザ	100百万円	100.00%	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 経 営 事 業
Central Sports U.S.A.,Inc.	10,125(US\$)	100.00%	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 経 営 事 業

② 重要なその他の関係会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社への出資比率	主 要 な 事 業 内 容
セントラルトラスト(株)	10百万円	被所有 30.53%	投 資 事 業

(4) 対処すべき課題

2021年に開催が延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてスポーツへの注目が続くとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う健康管理の重要性や人生100年時代という価値観の醸成等により、健康関連市場は今後もますます需要が見込まれています。しかし、感染症による社会経済活動へのダメージは計り知れず、当業界の事業への影響は避けられないと予想しております。

このような中、当社は2020年5月に設立50周年を迎えました。その先の100周年に向けて、すべての人々が笑顔で健康に暮らすウェルネス社会の実現を目指し、「ウェルネス事業」としての成長を進めてまいります。感染症への対策を早急に実行し、アフターコロナへの準備を着実に行之、企業価値の向上、社会環境の変化へのスピーディーな対応に努めてまいります。

経営基盤の強化として、基幹事業の収益力向上、人材の確保と育成、キャッシュフロー経営、同時に積極的かつ適正な新規出店計画を実践するとともに、経営理念「0歳から一生涯の健康づくりに貢献する」に基づいた新たな分野での事業創出に努めていく必要があります。

基盤となるフィットネス事業及びスクール事業では、どのような社会環境でも対応可能な盤石な事業にすべく、IT技術等の活用による効率的な運営形態を推進してまいります。当社が提供する様々なサービスの価値を今まで以上に広めていくとともに、創業より50年にわたるノウハウと全国に広がる当社グループのメリットを生かし、新たな価値の創造に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、スポーツクラブ経営を主たる事業として行っております。

(6) 主要な営業所および店舗（2020年3月31日現在）

① 当社

本社	東京都中央区新川一丁目21番2号
事務所	芦屋事務所（兵庫県芦屋市）
	仙台事務所（仙台市青葉区）

営業店舗
・直営店舗

東 日 本 エ リ ア	茨 城 県	日立店
	栃 木 県	S 宇都宮店、南宇都宮店、佐野店、F 宇都宮店
	群 馬 県	前橋店、高崎店
	埼 玉 県	越谷店、川越店、岩槻店、新三郷店、志木店、大宮宮原店、桶川北本店、川口前川店、小手指店、越谷レイクタウン店、東大宮店、24蔵店、東松山店、さいたま中央店
	千 葉 県	谷津店、流山店、南行徳店、館山店、市川店、F 千葉店、新浦安店、稲毛海岸店、八千代台店、千葉みなと店、柏店、長沼店、おおたかの森店、我孫子店、本八幡店、24蘇我店、G新浦安店、袖ヶ浦店、24実籾店
	東 京 都	清瀬店、西東京店、成瀬店、東青梅店、亀有店、府中店、目黒店、福生店、24下北沢店、青砥店、八王子店、西台店、24用賀店、城山店、保谷店、自由が丘店、天王洲店、南青山店、竹の塚店、南千住店、東十条店、ときわ台店、大森店、成城店、24西新井店、上池袋店、24葛西店、飯田橋店、24京成小岩店、24神田店、24五反田店、24上北沢店、24亀有店、24平井店、24中延店、24三番町店、丸の内二重橋店、24中目黒店、24祐天寺店、東久留米店、24目白店
	神奈川県	藤沢店、戸塚店、本郷台店、二俣川店、湘南ライフタウン店、湘南平塚店、24武蔵小杉店、F 東戸塚駅前店、市ヶ尾店、24溝ノ口店、新川崎店、緑園都市店、能見台店、トレッサ店、24長津田みなみ台店、慶應日吉店、伊勢原駅前店、24妙蓮寺店、センター南店、24武蔵新城店、24菊名店 (102店舗)
西 日 本 エ リ ア	新 潟 県	N E X T 2 1 店
	石 川 県	野々市店、金沢店
	長 野 県	松本店
	岐 阜 県	岐阜店
	愛 知 県	24藤が丘店、一社店、千種店、大曽根店、岡崎店、いなす店、小牧店、24本山店
	京 都 府	太秦店
	大 阪 府	都島店、24平野店、住ノ江店、新大阪駅前店、りんくう店、蒲生店、24泉大津店、24豊中店、24高槻市駅前店
	兵 庫 県	芦屋店、六甲道店、あまがさき店、J R 塚口店、24西代店
	広 島 県	アルパーク店、福山店
	福 岡 県	天神ソラリア店、野間大池店、24警固店、24福岡アイランドシティ店
	熊 本 県	熊本店 (35店舗)

招集
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

北 日 本 エ リ ア	北 海 道	24恵み野店、24札幌店、琴似店、24東苗穂店
	青 森 県	八戸店、弘前店
	岩 手 県	24盛岡店
	宮 城 県	24仙台泉中央店、24仙台店、北仙台店、24仙台南小泉店、24名取南仙台店
	秋 田 県	24秋田広面店、横手店、24秋田土崎店
	山 形 県	東根店
	福 島 県	郡山店、福島店
(18店舗)		

上記店舗155店舗の他、SPA、介護予防、ヨガ、アウトドア等の店舗15店舗を運営しており、あわせて全国に直営店舗170店舗を運営しております。

・業務受託店舗

名 称	所 在 地
トーアセントラルフィットネスクラブ阿佐谷	東 京 都
ラヴィセントラルフィットネスクラブ蒲田	東 京 都
曽谷セントラルスイムクラブ	千 葉 県
セントラルスポーツクラブ津田沼	千 葉 県
パレスセントラルフィットネスクラブ	埼 玉 県
セントラルスポーツクラブ東戸塚	神 奈 川 県
セントラルスポーツクラブ四条畷	大 阪 府
みなとセントラルスイミングスクール	大 阪 府

上記店舗を含め、全国に業務受託店舗50店舗を運営しております。

② 子会社

Central Sports U.S.A.,Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

Meridian Central,Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

・直営店舗（海外ゴルフ場）1店舗を運営しております。

ケージーセントラルスポーツ株式会社

本社 札幌市中央区

・直営店舗1店舗を運営しております。

Wellbridge Central,Inc.

本社 米国コロラド州デンバー市

株式会社明治スポーツプラザ

本社 川崎市幸区

・直営店舗7店舗を運営しております。

・業務受託店舗15店舗を運営しております。

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,144 (3,166) 名	27名増 (65名増)

- (注) 1. 使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者（8名）を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者（2名）を含みます。
2. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に外数で記載しております。
3. パートおよび嘱託社員は、月間160時間（常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間）換算で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,041 (2,806) 名	26名増 (30名増)	38.4歳	14.5年

- (注) 1. 使用人数には、当社から社外への出向者（56名）を除き、社外から当社への出向者（8名）を含みます。
2. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に外数で記載しております。
3. パートおよび嘱託社員は、月間160時間（常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間）換算で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,634百万円
三井住友信託銀行株式会社	711
株式会社みずほ銀行	388
株式会社三菱UFJ銀行	348
株式会社三井住友銀行	311

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は2019年6月27日開催の第49回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 42,164,000株
- ② 発行済株式の総数 11,466,300株
- ③ 株主数 18,070名
- ④ 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
セントラルトラスト株式会社	3,439,711株	30.70%
後 藤 忠 治	598,795	5.34
後 藤 聖 治	573,100	5.11
セントラルスポーツ社員持株会	482,631	4.30
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	232,800	2.07
株 式 会 社 り そ な 銀 行	195,000	1.74
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口5）	144,200	1.28
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	111,000	0.99
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口4）	91,400	0.81
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口1）	74,200	0.66

（注）持株比率は、自己株式（265,659株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	後 藤 忠 治	セントラルトラスト株式会社代表取締役社長 パレスセントラルスポーツ株式会社取締役 一般財団法人社会スポーツセンター会長
代 表 取 締 役 社 長	後 藤 聖 治	セントラルトラスト株式会社取締役 Central Sports U.S.A.,Inc.取締役 Meridian Central,Inc.取締役 Wellbridge Central,Inc.取締役 株式会社明治スポーツプラザ代表取締役社長
専 務 取 締 役	山 崎 幸 雄	人事部・総務部担当
常 務 取 締 役	鈴 木 陽 二	競技強化部長
常 務 取 締 役	刀 禰 精 之	経理部担当 株式会社明治スポーツプラザ監査役
常 務 取 締 役	松 田 友 治	健康サポート部担当 株式会社明治スポーツプラザ監査役
取 締 役	矢 田 恭 一	監査室担当
取 締 役	木 本 匡	営業部・アカデミー部・営業企画部 ・レジャー事業部担当 株式会社明治スポーツプラザ取締役
取 締 役	鶴 田 一 彦	新規事業開発部長・店舗開発部長 浜松グリーンウェーブ株式会社取締役 株式会社明治スポーツプラザ取締役
取 締 役 (監査等委員・常勤)	河 本 勝	
取 締 役 (監査等委員・常勤)	濱 田 浩	
取 締 役 (監査等委員)	川 村 延 彦	サンライズ法律事務所（弁護士）
取 締 役 (監査等委員)	岩 崎 厚 宏	有限会社岩崎経営研究所代表取締役（税理士）
取 締 役 (監査等委員)	原 田 睦 巳	順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科 教授

(注) 1. 当社は、2019年6月27日開催の第49回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役濱田浩、川村延彦、岩崎厚宏の各氏は任期満了により退任し、それぞれ監査等委員である取締役に就任しております。

2. 取締役（監査等委員）川村延彦氏、岩崎厚宏氏、原田睦巳氏は、社外取締役であります。

3. 取締役（監査等委員・常勤）濱田浩氏および取締役（監査等委員）岩崎厚宏氏は、次のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・濱田浩氏は、長年にわたり当社の経理部に在籍し経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・岩崎厚宏氏は、税理士の資格を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、河本勝氏および濱田浩氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 2019年6月27日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって、取締役小野清子氏は任期満了により退任いたしました。
6. 当社は、取締役（監査等委員）川村延彦氏および原田睦巳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	10名 (1名)	210百万円 (0百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 (3名)	24百万円 (5百万円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	3百万円 (1百万円)
合 計 （うち社外役員）	15名 (4名)	238百万円 (6百万円)

- (注) 1. 上記には2019年6月27日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。尚、当社は、2019年6月27日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2007年6月22日開催の第37回定時株主総会において年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第49回定時株主総会において年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第49回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第39回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。
6. 上記の報酬額の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額56百万円（取締役（監査等委員を除く）9名に対し52百万円、取締役（監査等委員）2名に対し4百万円）が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）川村延彦氏は、サンライズ法律事務所の弁護士であります。同事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）岩崎厚宏氏は、有限会社岩崎経営研究所の代表取締役であります。同研究所と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）原田睦巳氏は、順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科の教授であります。同大学大学院と当社との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 (監査等委員) 川 村 延 彦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査役として3回、監査等委員として10回に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会3回のうち3回、監査等委員会10回のうち9回に出席し、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 岩 崎 厚 宏	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査役として3回、監査等委員として10回に出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会3回のうち3回、監査等委員会10回のうち9回に出席し、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 原 田 睦 巳	2019年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち7回に出席し、監査等委員会10回のうち7回に出席し、大学大学院教授としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をし、また、監査等委員会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、2019年6月27日開催の第49回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行し、同日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を改定しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

- ① 「当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」について
 - イ. コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス基本規程」を定め、全役職員に周知徹底させる。
 - ロ. 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備を図る。
 - ハ. 必要に応じてマニュアル・ガイドライン等を定め、コンプライアンスに関する知識および倫理の向上を図るための研修体制の整備を図る。
 - ニ. 取締役は、重大な法令違反およびコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
 - ホ. 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用および取締役の職務執行を監査する。
 - ヘ. 「内部通報規程」を定め、法令違反およびその他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制の整備を図る。
 - ト. 監査等委員会は、コンプライアンス体制および社内通報体制に問題があると認めた場合は、意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。
 - チ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 「当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」について

取締役の職務執行に係る意思決定および報告に関しては、「文書管理規程」を定め、同規程に基づく適切な保存・管理を行う。
 - ③ 「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」について
 - イ. リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、各部門長は各担当部門のリスク管理体制の整備を図る。
 - ロ. 不測の事態が発生した場合は、「リスク管理規程」に基づく対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーと協議のうえ、損失を最小限に止める体制を整える。

- ④ 「当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」について
- イ. 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役以上で構成される会議体を設置し、合議制により慎重な意思決定を行う。
 - ロ. 取締役会の決定に基づく職務執行にあたっては、「組織規程」、「業務分掌規程」において、職務執行の詳細を定める。
- ⑤ 「当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」について
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - i 当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
 - ii 当社は、定期的に当社および当社の子会社の取締役が出席する会議を開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し、当該会議における報告を義務づける。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
 - ii 当社は、当社グループのリスク管理機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。
 - ii 当社は、当社グループの意思決定を子会社に周知徹底するための体制を構築する。
 - ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i 当社は、「コンプライアンス基本規程」を作成し、当社グループのすべての役職員に周知徹底する。
 - ii 当社は、当社グループの役職員に対し、年1回、コンプライアンス研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
 - iii 当社監査室は、「内部監査規程」および「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する内部監査を実施する。
 - iv 当社は、「内部通報規程」に基づき、当社グループの役職員が直接通報を行うことができる体制を整備する。

- ⑥ 「当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」について
取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「監査等委員会スタッフ」という。）として、適切な人材を配置しなければならない。
- ⑦ 「前項の使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項」について
監査等委員会スタッフの適切な職務遂行のため、人事考課は監査等委員会が行い、監査等委員会スタッフの任命、解任、人事異動、賃金改定、懲戒等については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑧ 「当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」について
イ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
ロ. 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対し、監査等委員会の指揮命令に従わなかった場合は社内処分の対象となり得る。
- ⑨ 「当社の監査等委員会への報告に関する体制」について
イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
i 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員が同席する重要な会議において、随時、職務の執行状況について報告する。
ii 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
iii 監査等委員会は、いつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して報告を求めることができる。
ロ. 子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員会に報告するための体制
i 当社グループの役職員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。
ii 当社グループの役職員は、法令等の違反行為ならびに当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。

iii 当社監査室は、定期的に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を当社の監査等委員会に報告する。

- ⑩ 「監査等委員会へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」について
- イ. 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
 - ロ. 当社の「内部通報規程」において、当社グループの役職員が当該内部通報をしたことによる不利益な取扱いを禁止する旨を明記する。
- ⑪ 「監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」について
- イ. 当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした場合は、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - ロ. 監査等委員会が、弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーを監査等委員のための顧問とすることを求めた場合は、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
 - ハ. 当社は、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。
- ⑫ 「その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」について
- イ. 監査等委員会、会計監査人、監査室は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を行う。
 - ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会と子会社の取締役等との意思疎通、情報収集、情報交換等が適切に行えるよう協力する。
 - ハ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
 - ニ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーとの連携を図れるよう協力する。

業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値および株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を14回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) リスク管理体制の構築について

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員を各部門に設置する等により、リスク管理体制の強化を推進しております。

(3) コンプライアンス体制について

当社は、全役職者に対し、定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報先を監査等委員である取締役にしております。当事業年度において発生した案件に関しては、速やかに調査の上、取締役会及びリスク管理委員会に報告致しました。

(4) 監査等委員である取締役の職務の執行について

当事業年度において、監査等委員会設置会社移行以前の監査役会を3回、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員会を10回開催しており、経営の妥当性、効率性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、監査等委員である取締役は、取締役会ほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監査を実施致しました。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたくうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、2020年5月13日開催の取締役会決議により、1株につき18円とさせていただきます。これにより、2019年9月30日を基準日として実施いたしました中間配当金1株につき39円と合わせ、当期の年間配当金は1株につき57円となります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,526	流 動 負 債	9,795
現 金 及 び 預 金	5,932	買 掛 金	114
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,025	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,045
商 品	242	リ ー ス 債 務	433
貯 蔵 品	71	未 払 金	1,854
そ の 他	1,256	未 払 法 人 税 等	643
貸 倒 引 当 金	△1	賞 与 引 当 金	702
固 定 資 産	36,206	役 員 賞 与 引 当 金	56
有 形 固 定 資 産	23,249	前 受 金	3,333
建 物 及 び 構 築 物	32,690	そ の 他	1,611
工 具 、 器 具 及 び 備 品	5,689	固 定 負 債	10,199
土 地	7,711	長 期 借 入 金	2,633
リ ー ス 資 産	7,216	リ ー ス 債 務	5,536
そ の 他	287	退 職 給 付 に 係 る 負 債	114
減 価 償 却 累 計 額	△30,346	資 産 除 去 債 務	1,446
無 形 固 定 資 産	294	そ の 他	469
投 資 そ の 他 の 資 産	12,662	負 債 合 計	19,994
投 資 有 価 証 券	262	純 資 産 の 部	
敷 金 及 び 保 証 金	10,590	株 主 資 本	24,737
繰 延 税 金 資 産	1,016	資 本 金	2,261
そ の 他	843	資 本 剰 余 金	2,273
貸 倒 引 当 金	△50	利 益 剰 余 金	20,826
資 産 合 計	44,732	自 己 株 式	△623
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△16
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△30
		非 支 配 株 主 持 分	17
		純 資 産 合 計	24,738
		負 債 純 資 産 合 計	44,732

連結損益計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	53,386
売上原価	45,877
売上総利益	7,508
販売費及び一般管理費	3,694
営業利益	3,814
営業外収益	185
補助金収入	93
受取補償金	20
その他	71
営業外費用	625
支払利息	619
その他	6
経常利益	3,374
特別損失	107
固定資産売却損	37
減損損失	70
税金等調整前当期純利益	3,266
法人税、住民税及び事業税	1,100
法人税等調整額	27
当期純利益	2,138
非支配株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純利益	2,138

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

連結株主資本等変動計算書

（ 2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで ）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,261	2,273	19,566	△418	23,682
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△878		△878
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,138		2,138
自 己 株 式 の 取 得				△205	△205
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,259	△205	1,054
当 期 末 残 高	2,261	2,273	20,826	△623	24,737

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	18	△15	2	17	23,702
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△878
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,138
自 己 株 式 の 取 得					△205
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△4	△15	△19	0	△19
連結会計年度中の変動額合計	△4	△15	△19	0	1,035
当 期 末 残 高	14	△30	△16	17	24,738

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

資 産 の 部		負 債 の 部	
資 科	目 金 額	負 科	目 金 額
流動資産	6,948	流動負債	8,877
現金及び預金	4,745	買掛金	103
売掛金	739	1年内返済予定の長期借入金	1,045
商貯蔵品	225	リース債務	384
前払費用	54	未払金	1,712
その他の当金	778	未払費用	958
貸倒引当金	407	未払法人税等	600
固定資産	△1	未払消費税等	269
有形固定資産	35,327	前受金	2,833
建物	21,464	預り金	234
構築物	9,180	賞与引当金	678
車両運搬具	164	役員賞与引当金	56
工具、器具及び備品	3	固定負債	10,748
土地	473	長期借入金	3,633
リース資産	7,335	リース債務	5,468
建設仮勘定	4,079	長期預り保証金	292
無形固定資産	227	資産除去債務	1,222
借地権	290	その他の	131
ソフトウェア	101	負債合計	19,626
リース資産	155	純資産の部	
その他の資産	6	株主資本	22,634
投資その他の資産	26	資本	2,261
投資有価証券	13,572	資本剰余金	2,273
関係会社株式	71	資本準備金	2,273
長期貸付金	1,520	利益剰余金	18,723
長期前払費用	439	利益準備金	70
繰延税金資産	70	その他の利益剰余金	462
敷金及び保証金	936	別途積立金	15,000
会員の権	10,260	繰越利益剰余金	3,189
保険積立金	128	自己株式	△623
その他の当金	195	評価・換算差額等	14
貸倒引当金	0	その他有価証券評価差額金	14
資産合計	△50	純資産合計	22,648
	42,275	負債純資産合計	42,275

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科		目		金	額							
売	上	高			48,048							
売	上	原	価		41,119							
売	上	総	利	益	6,928							
販	売	費	及	び	一	般	管	理	費	3,481		
営	業	利	益		3,446							
営	業	外	収	益	181							
補	助	金	収	入	93							
受	取	補	償	金	20							
保	険	配	当	金	17							
そ		の		他	50							
営	業	外	費	用	624							
支	払	利	息		618							
そ		の		他	5							
経	常	利	益		3,003							
特	別	損	失		107							
固	定	資	産	売	却	損	37					
減		損	損	失	70							
税	引	前	当	期	純	利	益		2,896			
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	1,000
法	人	税	等	調	整	額					△18	
当	期	純	利	益		1,914						

株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計 合	
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金					自 己 株		
			資本準備金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 計
					圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	2,261	2,273	70	463	14,000	3,154	17,688	△418	21,804	
事 業 年 度 中 の 変 動 額										
圧縮記帳積立金の積立							-		-	
圧縮記帳積立金の取崩				△0		0	-		-	
別 途 積 立 金 の 積 立					1,000	△1,000	-		-	
剰 余 金 の 配 当						△878	△878		△878	
当 期 純 利 益						1,914	1,914		1,914	
自 己 株 式 の 取 得								△205	△205	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△0	1,000	36	1,036	△205	830	
当 期 末 残 高	2,261	2,273	70	462	15,000	3,189	18,723	△623	22,634	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	18	18	21,822
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
圧縮記帳積立金の積立			-
圧縮記帳積立金の取崩			-
別 途 積 立 金 の 積 立			-
剰 余 金 の 配 当			△878
当 期 純 利 益			1,914
自 己 株 式 の 取 得			△205
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△4	△4	△4
事業年度中の変動額合計	△4	△4	830
当 期 末 残 高	14	14	22,648

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

セントラルスポーツ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小此木 雅 博 印
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 立 石 康 人 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラルスポーツ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラルスポーツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

セントラルスポーツ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小此木 雅 博 印
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 立 石 康 人 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラルスポーツ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの、セントラルスポーツ株式会社（以下、当社という）の第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、2019年6月27日に開催された第49回定時株主総会におきまして当社は監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたので2019年4月1日から2019年6月27日定時株主総会終結までの監査につきましては、監査役および監査役会が実施してきた監査内容を監査等委員会が引き継ぎ、監査の方法および結果を確認の上、当事業年度の監査報告としております。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当社の当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびこれらの附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

セントラルスポーツ株式会社 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 河 本 勝 ⑩

常 勤 監 査 等 委 員 濱 田 浩 ⑩

監 査 等 委 員 川 村 延 彦 ⑩

監 査 等 委 員 岩 崎 厚 宏 ⑩

監 査 等 委 員 原 田 睦 巳 ⑩

(注) 監査等委員川村延彦、岩崎厚宏および原田睦巳は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(9名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	ご とう ただ はる 後 藤 忠 治 (1941年12月4日生)	1969年12月 セントラルスポーツクラブ創業 1970年5月 株式会社セントラルスポーツクラブ (現：セントラルスポーツ株式会社) 設立 1970年5月 当社取締役 1976年5月 当社代表取締役副社長 1977年5月 当社代表取締役社長 2014年4月 当社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) セントラルトラスト株式会社代表取締役社長 パレスセントラルスポーツ株式会社取締役 一般財団法人社会スポーツセンター会長	598,795株
(取締役候補者とした理由)			
後藤忠治氏は当社創業以来、当社の要職を歴任し、豊富な企業経営経験と幅広い知見・人脈を有していることから、これらの経験と見識が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠なものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
2	ご とう せい じ 後 藤 聖 治 (1969年8月28日生)	1995年4月 三菱商事株式会社入社 1998年4月 当社入社 1999年5月 当社社長室長 1999年6月 当社取締役 2001年3月 当社経営企画室長 2003年6月 当社常務取締役 2005年7月 当社営業本部副本部長 2007年6月 当社専務取締役 当社営業本部長 2011年10月 当社代表取締役副社長 2014年4月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） セントラルトラスト株式会社取締役 Central Sports U.S.A.,Inc.取締役 Meridian Central,Inc.取締役 Wellbridge Central,Inc.取締役 株式会社明治スポーツプラザ代表取締役社長	573,100株
		(取締役候補者とした理由) 後藤聖治氏は長年にわたり当社の要職を歴任し、当社の営業部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、これらの経験と見識が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠なものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
3	やま ざき ゆき お 山 崎 幸 雄 (1950年7月9日生)	1975年 4 月 当社入社 1989年 2 月 当社人事部長 1992年 3 月 当社東日本第一営業部長 1992年 6 月 当社取締役 2000年 4 月 当社人事部長 2000年 7 月 当社常務取締役 当社総務部長 2003年 4 月 当社情報管理室長 2005年 7 月 当社総務部長 2005年 8 月 当社人事部長 2006年 4 月 当社総務部担当兼人事部担当（現任） 2009年 4 月 当社管理本部長 2009年 6 月 当社専務取締役（現任）	13,000株
		(取締役候補者とした理由) 山崎幸雄氏は長年にわたり当社の要職を歴任し、当社の人事・総務部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
4	すず き よう じ 鈴 木 陽 二 (1950年3月9日生)	1972年 4 月 当社入社 1982年10月 当社研究所長 1989年 1 月 当社取締役 当社アカデミー本部長 1994年 6 月 当社常務取締役（現任） 2009年 4 月 当社競技強化部長（現任）	33,530株
		(取締役候補者とした理由) 鈴木陽二氏は日本の水泳指導者として数多くの実績を残し、水泳指導者としての豊富な経験と高い見識を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
5	と ね よ し ゆき 刀 禰 精 之 (1955年8月12日生)	2006年3月 株式会社りそな銀行新都心営業部長 2009年4月 当社入社 当社執行役員 当社経理部長 2010年6月 当社取締役 2014年5月 当社常務取締役(現任) 2016年7月 当社経理部担当(現任) 2017年4月 当社管理本部副本部長 (重要な兼職の状況) 株式会社明治スポーツプラザ監査役	10,000株
		(取締役候補者とした理由) 刀禰精之氏は金融、経済全般にわたる豊富な経験と高い見識を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
6	まつ だ ゆう じ 松 田 友 治 (1962年4月11日生)	1983年11月 当社入社 2006年4月 当社人事部長 2012年4月 当社執行役員 当社経営企画室長 2015年6月 当社取締役 2019年4月 健康サポート部担当(現任) 2019年5月 当社常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社明治スポーツプラザ監査役	4,500株
		(取締役候補者とした理由) 松田友治氏は当社の経理・人事・経営企画部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
7	や だ きょう いち 矢 田 恭 一 (1949年10月16日生)	2000年10月 株式会社サンクレア取締役 2004年10月 当社入社 当社執行役員 当社施設部長 2005年 6 月 当社取締役（現任） 2012年 4 月 当社監査室長 2017年 4 月 当社監査室担当（現任）	13,000株
		(取締役候補者とした理由) 矢田恭一氏は当社の監査部門をはじめ建築・設備、I S O等の豊富な経験と高い見識を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
8	き もと ただす 木 本 匡 (1955年 1 月14日生)	1979年 3 月 当社入社 2000年 4 月 当社東日本第二営業部長 2002年11月 当社執行役員 2006年 4 月 当社第四営業部長 2009年 4 月 当社第一営業部長 2012年 4 月 当社アカデミー部長 2015年 5 月 当社アカデミー部担当兼研究所担当 2015年 6 月 当社取締役（現任） 2017年 4 月 当社営業本部副本部長 2019年 4 月 営業部・アカデミー部・営業企画部・ レジャー事業部担当（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社明治スポーツプラザ取締役	11,000株
		(取締役候補者とした理由) 木本匡氏は当社の営業・アカデミー部門を中心に豊富な経験と高い見識を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
9	つるたかずひこ 鶴田一彦 (1959年7月23日生)	2003年6月 当社入社 2006年6月 当社執行役員 2012年4月 当社マーケティング部長 2019年4月 当社新規事業開発部長兼店舗開発部長（現任） 2019年6月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 浜松グリーンウェーブ株式会社取締役 株式会社明治スポーツプラザ取締役	3,500株
		（取締役候補者とした理由） 鶴田一彦氏は当社の店舗開発部門をはじめマーケティング・新規事業開発等の豊富な経験と高い見識を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

（注）後藤忠治氏は、一般財団法人社会スポーツセンターの会長を兼務しております。同法人は、当社と同一の部類に属する営業を行っており、当社は同法人との間に指導業務受託、商品販売およびレジャー事業等の取引関係があります。

その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。

操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、2020年6月25日（木曜日）午後6時20分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
4. 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (3) パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer ver.5.01 SP2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- (4) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合には Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®および Adobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- (5) 携帯電話を用いて議決権行使をされる場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

以 上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル 0120-707-743（フリーダイヤル）
9：00～21：00 受付（土曜・日曜・祝日も含む）

メ ㇿ

[illegible]

メ ㇿ

[illegible]

メ ㇿ

[illegible]

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.